

再エネプレミアムプラン

(主契約料金条件)

令和3年1月28日実施

四国電力株式会社

再エネプレミアムプラン

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	電 源 構 成 等	1
5	供 給 電 気 方 式, 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数	2
6	料 金	2
7	そ の 他	2
附	則	4
別	表	5

本 則

1 適 用

この再エネプレミアムプラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，再エネプレミアムプランといたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(1)に該当する需要で，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 電 源 構 成 等

(1) 当社は，この料金条件による電気の供給に先立ち，この料金条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電され，かつ，再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気で構成されるよう調達計画を策定し，その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

なお，非化石証書とは，一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

(2) 当社は，供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3) 当社は，(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を，原則として当社所定のインターネットサイトに掲載するなどの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

5 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

6 料 金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(1) 最低料金

1契約につき最初の11キロワット時まで	822円80銭
---------------------	---------

(2) 電力量料金

11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	22円57銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	29円19銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円70銭

7 そ の 他

(1) 需給条件別表8（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は，別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ 検針期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの

日数といたします。

- (㊦) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
 - (㊦) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (3) この料金条件にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、令和3年1月28日から実施いたします。

別 表

(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、需給条件別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = \frac{120 \text{ キロワット時}}{\text{最低料金適用電力量}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \frac{\text{最低料金}}{\text{適用電力量}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = \frac{300 \text{ キロワット時}}{\text{最低料金適用電力量}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \frac{\text{最低料金}}{\text{適用電力量}} - \frac{\text{第 1 段階料金}}{\text{適用電力量}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 需給条件 20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電

力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。